

情報モラル教育用映像教材制作業務委託 企画提案募集要領

この要領は、「情報モラル教育推進事業」に使用する映像教材の制作にあたり、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウの活用が重要であることから、最も適切な創造力、企画力、運営経験などを有する事業者に委託するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 概要

(1) 業務名

情報モラル教育用映像教材制作業務委託

(2) 目的

少年のスマートフォン等の所持率は年々増加し、SNS に起因する児童の犯罪被害は看過できない状況にあり、少年を犯罪の被害者にも加害者にもさせないよう、保護者等も巻き込んだ情報モラル教育の多角的・効果的促進が喫緊の課題となっていることから、最近の被害内容を反映した動画や保護者目線の動画を制作し、様々な児童生徒やその保護者等に対して情報モラル教育を展開することで、県民全体で子どもをネット被害から守る機運の醸成を図る。

(3) 業務内容

- ア 情報モラル教育用映像教材の制作
- イ 広報用短編動画の制作
- ウ 指導マニュアルの作成

(4) 契約期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

(5) 委託料上限額

5,489千円（映像教材の制作、広報用短編動画の企画・撮影・編集、指導マニュアルの制作にかかる一切の経費、消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

本企画提案に参加しようとするものは、知事の審査を受け、令和8・9・10年度の一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 本業務の実施について緊密な連絡体制が構築され、即時に対応できる体制を整えていること。
- (7) 過去において、国及び地方公共団体等と種類を同じくする契約を締結し、かつ、これら全てを誠実に履行している実績を有する者であること。

3 スケジュール（予定）

内 容	日 時	様 式
企画提案募集開始	4月24日（金）	
参加表明書提出期限	5月18日（月）	様式1、様式2
質問票提出期限	5月18日（月）	様式3
企画提案書提出期限	5月25日（月）	
審査会（プレゼンテーション）	6月1日（月）	
契約締結	6月中旬	
納品	12月下旬ころ	

※ スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※ 提出物は、各期日内の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付ける。

4 参加表明書等の提出

- (1) 提出物
参加表明書（様式1）及び類似・関連事業の実績一覧表（様式2）の正本1部
- (2) 提出期限
令和8年5月18日（月）午後5時15分（必着）まで
- (3) 提出方法
持参又は郵送により「12 問合せ・提出先」へ提出すること。
- (4) その他
参加表明書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。

5 質問書の提出

- (1) 提出物
質問書（様式3）
- (2) 受付期間
令和8年5月18日（月）午後5時15分（必着）まで

(3) 提出方法

件名を「プロポーザル質問（情報モラル教育用映像教材制作業務）」とし、電子メールにより「12 問合せ・提出先」へ提出すること。

なお、郵送、FAX、電話又は口頭による質問及び受付期間後の質問は、受け付けない。

(4) 回答方法

質問に関する回答は、質疑応答集を作成し、全ての参加表明者に電子メールで送付する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、質問の趣旨について、質問者へ問い合わせを行うことがある。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物

企画提案の提出書（様式4） 正本1部

企画提案書（任意様式） 正本1部、副本5部

その他提案内容を説明する資料（必要に応じて提出可） 正本1部、副本5部

(2) 企画提案書の作成方法

原則としてA4判タテ、横書き、左綴じとすること。

仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色が分かりやすいものとし、具体的には次の内容を含めること。

項目	内容
企画概要・総括	企画提案する内容の全体構成、コンセプト、PRポイント等について記載すること。 ※ 文章を補完するための図表を適宜用いるほか、可能な範囲で絵コンテ等イメージが分かるようなものを記載すること。 ※ 技術的専門用語を用いる場合には解説を加えるなど、企画提案書を審査する者が正しく理解できるよう（誤認識・誤解しないよう）配慮すること。
追加提案	仕様書で示す以外に、更なる成果の向上に資する追加提案がある場合、提案事項について記載すること。
業務遂行能力・実施体制	本事業の実施に有益な知見を有し、事業を効果的に実施できるか、また、セキュリティ対策、保守内容や緊急時の連絡体制、再委託の有無及び従事者の手持ち業務の状況など、事業実施体制について記載すること。
スケジュール	全体的なスケジュール及び進行管理について、可能な限り具体的なスケジュールを記載すること。

事業費内訳 (見積額)	積算根拠(単価、数量、回数、人数等)を具体的に記載し、金額は消費税及び地方消費税を含むこと。
事業の総括責任者・従事予定者	本事業の実施に当たって十分な経験を有する者を統括責任者とし、本事業を担当する職員の体制(人数、指揮系統、業務内容等)について、参考となる経歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

※ プレゼンテーション時にパワーポイントを使用したプレゼンを行う場合は、使用するスライドを資料として組み込むこと。

(3) 提出期限

令和8年5月25日(月)午後5時15分(必着)まで

(4) 提出方法

持参又は郵送により「12 問合せ・提出先」へ提出すること。

なお、郵送等の場合は受付期間内に必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとみなす。

(5) 留意事項

ア 企画提案の参加に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。

ただし、愛媛県警察から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ追加資料の提出を求める場合がある。

ウ 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。

エ 企画提案書の提出は参加者1名につき1案のみとし、複数の提案はできない。

オ 経費の積算にあたっては、地域の水準域を踏まえ適正な価格で積算すること。

カ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、選定審査会の委員に個別に接触した場合及び選定審査に関する不当な要求を申し入れた場合は、失格とする。

キ 事業で得た財産及び成果物等に係る権利は、愛媛県警察に帰属する。

7 選定の方法

(1) 選定方法等

審査は、審査会を設置し、提出された企画提案書を基に、別紙「審査基準」に基づきプレゼンテーション審査により行う。

なお、審査会構成員は次の職員をもって構成する。

所 属	職 名
人身安全対策・少年課	少年企画調査官
サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策補佐
広報県民課	広報企画指導補佐
愛媛大学教育学部	副学部長
	准教授

(2) 実施日時・場所

日時：令和8年6月1日（月）

場所：愛媛県警察本部2階「聴聞室」

※ 審査時間は、1業者当たり約30分（説明20分、質問等10分）とする。

※ HDMI端子により接続可能なモニター（会場設置）を使用することができる。

(3) 契約候補者の決定

審査の結果、最低基準を満たし、かつ、最も優れた提案を行ったものを契約候補者として選定する。

(4) 審査結果

審査結果は、審査対象となった全ての提案者に書面で通知する。ただし、審査内容は公表しない。

また、審査結果についての異議申し立ても認めない。

8 契約の方法

(1) 契約の締結

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに採用するものではなく、契約候補者と提案内容に沿って協議・調整を行い、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更した上で、契約用の仕様書を作成する。

愛媛県警察と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から契約用の仕様書に基づいた見積書を徴し、愛媛県警察が定めた予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点の提案者として評価したものを契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の基準に準拠すること。

9 公平な企画提案審査の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

(3) 参加者は、業務予定者の選定前に、他の参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の施行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 欠格事項

参加者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法（明治 29 年法律第 89 条）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の参加者が 2 つ以上の提案書を提出した場合
- (5) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- (6) その他不正な行為があった場合

11 著作権等の取扱い

- (1) 著作権者

成果物に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 38 条に規定する権利を含む）は、愛媛県警察に帰属することとする。

- (2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、適当と認められる場合に限り、愛媛県警察が行う。

- (3) 権利関係の処理

ア 成果物に含まれる第三者の著作権、肖像権、その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

イ 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

ウ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県警察と受託者で協議の上、処理する。

12 問合せ・提出先

〒790-8573

愛媛県松山市南堀端町 2 番地 2

愛媛県警察本部生活安全部人身安全対策・少年課少年企画係（担当：堀田）

連絡先：089-934-0110（内線：3081）

E-mail：syounen@police.pref.ehime.jp